民暴弁護士だより

発行:公益財団法人 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター 平成 28 年 11 月

【同和問題講演会を終えて】

1 同和問題講演会を終えて

平成28年9月7日(水)午後1時30分より、さいた ま市民会館おおみやにおいて、「同和問題講演会~えせ同 和行為排除のために~」が行われました。

本講演会において、埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員 会の弁護士による講演に加え、同委員会の弁護士らによる 「えせ同和行為を排除!~狙われたコンビニエンスストア ~」という寸劇が披露されました。暴力団の関連企業が、 金銭目的で狙いをつけたコンビニエンスストアを陥れよう と画策し、コンビニのオーナーらは陥落寸前まで追い詰め られますが、民事介入暴力対策委員会の弁護士に助けを求



根岸 正道 弁護士

めて・・・、という内容で、非常に密度が濃い見ごたえのある寸劇でした。45分間の 劇中において、えせ同和行為の手口やその対策等がわかりやすく実演されていました。

2 えせ同和行為について

そもそもえせ同和行為とは、同和団体を名乗り、あるいは同和問題を口実にして、企 業や官公庁などに違法・不当な利益や義務のないことを要求する行為を言います。

要求の種類としては、機関誌・図書等物品購入の強要、寄付金・賛助金の強要、講演 会・研修会への参加強要、下請への参加強要、機関誌等への広告掲載の強要、名簿の購 入の強要等が挙げられます。

要求の手口としては、執拗に電話をかけてきたり、同和問題を知っているかと言って 脅したり、大声で威嚇したり、責任者に会わせろと言って脅したり、事務所に多数で押 しかけると言って脅したり、と様々ですが、最終的には、執拗に協力することを求め、 お金を振り込むように要求してくるのが一般的です。

要求の口実としては、同和問題の知識の不足、単なる言いがかり・無理難題、一方的 に差別であると決めつける、無断送付の機関誌等の処理に対するクレーム等となってい ます。

3 対策として

まず、機関誌購入の要求、物品購入の要求、寄付金・賛助金の要求、下請契約締結の 要求などの、いわゆる接近型に対しては、『理由をつけずに断る』、これを徹底するこ とが重要です。

次に、えせ右翼の街宣活動、えせ同和行為者の差別糾弾行動、製品の欠陥・不適切な 対応に対するクレーム・示談金の要求、野党総会屋などのいわゆる攻撃型に対しては、 『裏取引をせずに断ること』が重要です。一度でも裏取引をしてしまうと、その取引の 存在自体が弱みとなり、付け込まれることになりかねません。

具体的な対応としては、まず、同和問題に関する正しい理解と認識を深めることが挙 げられます。同和問題に対する知識不足などで言いがかりをつけることが多いえせ同和 行為に対しては、まず、その不当な要求と同和問題とは一切関係がないことを認識する ことで冷静に対応することができます。その上で、不当な要求をきっぱり断ることが大 切です。

次に、組織的、組織全体で対応することが重要です。担当者個人で内々に処理しよう としたり、担当者まかせにしたりしないで、組織的に意思統一して、対応することで、 不当な要求を防ぐことができます。

さらに、複数人(相手方と同数以上)で、密室にならない有利な場所において、相手の素性・用件・要求を確認し、指定した時間内で、発言を慎重にし、やりとりの内容は正確に記録化し、相手方の要求する文書等への署名・押印等はせず、場合によっては弁護士を立ち会わせるか、何かあればすぐに連絡する、といった対応が重要なのです。

4 最後に

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく 差別により、その身分が廃止された後も、日本国民の一部の人々が経済的・社会的・文 化的にいわれのない差別を受け、現代社会においても、基本的人権を侵害されていると いう、早急に解決しなければならない重大な社会問題です。

上記のえせ同和行為は、あたかも差別解消運動であるかのように見せかけて行われることが多いため、同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっており、これを排除しなければなりません(上記寸劇中において猿田弁護士がえせ同和行為を行う者に対して、「同和問題で悩み、苦しんでいる人は、今でも大勢います。重大な人権問題ですよ。あなた方のやっていることは、同和問題とは何の関係もない、ただのえせ同和です!不当要求です!同和を騙ってこんなことをして・・・恥ずかしくはないんですか!」という台詞が、まさに正鵠を射ていました)。

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会では、講演や寸劇による啓蒙活動に力を注ぎつつ、定期的に委員会を開催して民事介入暴力に対する研究をしています。えせ同和行為等の不当要求を受けた場合は、是非、暴追センターを通じて、当委員会にご相談ください。

寄稿者

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-92-3 至誠堂ビル5F サライ法律事務所 ☎ 048-650-2700 FAX 048-650-2701 埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会 根岸 正道 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.92」から編集したものです。